

アジア地域の国際課税リスクへの実務対応

アジアにおける 税の潮流

書を発表し、G20の承認を受けた。この最終報告書自体は法的拘束力を持たないものの、各国の国内租税法の改正、租税条約の改正、OECD移転価格ガイドラインの改訂を通じて、最終報告書の提言内容が実行されることとなる。

このような国際的な税の潮流を受けて、アジアにおいても税制の整備やその検討が行われている。たとえば、後述するとおり移転価格税制については、各国で文書化制度の導入および文書の統一化が進められているところである。その一方、課税の執行面においては未だ新興国特有のリスクがみられる。

経済産業省が海外に現地法人を持つ日本企業に対して、進出国における課税問題に係る実態を調査した結果（回答数・1,081社）によると、二重課税が生じた課税事案は計145件報告され、これを国別にみると、中国が39・3%と最も高く、インドが15・9%、インドネシアが13・1%であった（新興国における税務人材の現状と課税事案への対応について（概要版）（平成27年5

アジアにおける 課税リスク

月）。二重課税が生じた課税事例の措置内容は、移転価格税制に関するものが46・2%と最も多く、恒久的施設（PE）認定に関するものが20・7%、ロイヤルティに関するものが16・6%であった。

本稿では実務で論点となること多い、PE、移転価格税制、源泉税、駐在員等の所得税を取り上げ、留意点を中心にそれぞれ解説を行う。

アジアにおける税の問題は企業にとって大きな事業リスクの1つである。

II 拡大解釈によって認定されることも PEに関する 課税リスクとその対応

概要

日本企業が海外で事業活動を行うなかで、現地での活動に関して税務当局からPE認定されることがあ

る。本稿では、前述した主要な論点に係るアジア各国の制度概要と留意すべき点に加えて、税務当局と争いが生じやすい国およびそこで発生した事例を紹介しており、その状況をまとめたのが図表1である。論点によって実際の課税の執行状況は各国でばらつきがあり、たとえばPEに関しては、課税リスクが極めて低い国がある一方、中国、インドなどのように積極的にPE認定を行う国もみられる。

各国における税務調査実務の傾向

税務調査の手法は国によって大きく異なる。たとえば、シンガポールの

ように書面調査が中心で、実地調査がほとんど行われない国も存在する一方、頻繁に実地調査が行われる国も存在する。また、外資系企業に対して不明瞭な課税根拠により追徴課税を行う国も多くみられる。現地税務当局との交渉を外部の専門家に委託する企業も多いが、そうした場合であっても、専門家が作成した申告書類、添付書類や説明書といった成果物の内容については自社で検証する必要がある。なお、実務では論点の重要性によって、他の専門家からセカンドオピニオンを入手しているケースもみられる。

る。PEについては現地の国内法および日本との租税条約の内容に従うものであるが、その認定には判断を伴うため、特に新興国においては税務当局の裁量によって積極的にPE認定される事例も散見される。

本稿では、日本企業のアジアにおけるPE課税リスクといった観点から記載しており、いわゆるアウトバウンドを想定して解説を行う。